

藍住町合同庁舎における通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民サービスの向上及び業務の公正かつ適正な執行を確保するとともに、職員への不当要求行為等の防止及び犯罪抑止を目的として藍住町合同庁舎（以下、「本庁舎」という。）に設置する通話録音装置の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話内容等を自動記録するため、本庁舎に設置する装置をいう。
- (2) 通話記録 通話録音装置により記録された音声等の電磁的記録をいう。
- (3) 複製データ 通話記録を電磁的記録媒体に複製したデータをいう。

(総括管理者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、通話録音装置総括管理者（以下「総括管理者」という。）を置き、副町長をもって充てる。

2 通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、総務課長をもって充てる。

3 管理責任者は、通話録音装置の運用に関する事務を行うため必要があると認めるときは、通話録音装置管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。

4 管理責任者は、管理取扱者以外の者に、通話録音装置の操作をさせてはならない。

(通話録音装置の設置等の公表)

第4条 管理責任者は、通話録音装置の設置、利用目的等について、町のホームページ等において公表するものとする。

(個人情報の保護)

第5条 総括管理者、管理責任者及び管理取扱者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）を遵守し、通話録音装置の設置及び運用に関し適切な措置を講じなければならない。

2 総括管理者、管理責任者及び管理取扱者は、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のための必要な措置を講じなければならない。

3 何人も、通話記録により知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。

(通話録音装置の使用)

第6条 通話録音装置は、電話機での通話の開始とともに自動で通話内容等を録音し、又は記録するものとする。

2 通話録音装置を使用して録音するときは、通話の相手方に対し、原則として録音する旨を告知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、やむを得ないと認められるとき。
- (2) 脅迫、恐喝、不当な要求行為等に該当するおそれがあるとき又は刑事事件へ発展するおそれがあると認められるとき。
- (3) 民事訴訟に発展するおそれがあると認められるとき。
- (4) 本庁舎内に設置された電話機から発信するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、告知しないことについてやむを得ない事由があるとき。

(通話記録の保存及び廃棄)

第7条 通話記録の保存期間は、当該記録された日から60日以内とする。ただし、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合、通話記録装置の記録容量上限に達した場合、その他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 通話記録は、記録されたときの状態で保存し、加工してはならない。

3 第1項に規定する保存期間を経過した通話記録は、手動、上書き等の方法により消去を行うものとする。

4 通話記録は、複製してはならない。ただし、次条第1項に規定する場合、個人情報保護法第76条の規定による開示の請求があった場合及び管理責任者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(複製データの作成及び保存期間)

第8条 複製データは、次に掲げる場合を除き作成してはならない。

(1) 個人情報保護法に基づき開示又は提供する場合

(2) その他管理責任者が第1条に定める目的の達成のため必要と認めた場合

2 複製データは、加工してはならない。

3 複製データを作成したときには、管理責任者は、適切な管理に努めなければならない。

4 複製データの保存期間は、その目的が達成された場合その他保有する必要

がなくなった場合は、速やかに破棄しなければならない。

（目的外の利用及び提供の禁止）

第9条 通話記録（当該通話記録を保存した電磁的記録媒体を含む。次項において同じ。）は、通話録音装置の設置の目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。ただし、法令に基づく場合及び個人情報保護法第69条第2項の規定に基づく場合は、この限りでない。

2 管理責任者は、前項ただし書の規定により通話記録を利用し、又は提供しようとするときは、法令及び関係条例等の規定に基づく所定の手続を行わなければならない。

（通話記録の開示等）

第10条 通話記録の開示及び削除、利用並びに提供については、個人情報保護法、関係条例及びその他関係法令等に基づき実施するものとする。

2 管理責任者は、開示等の請求があったときは、通話記録だけでなく他の情報と照合するなど、個人情報の特定及び本人の確認について慎重な措置を講じるものとする。

（個人情報の取扱い）

第11条 通話記録に係る個人情報の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、法令及び関係条例の規定によるものとする。

（苦情の処理）

第12条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとし、必要に応じてその内容を速やかに総括管理者に報告するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和7年12月1日から施行する。